

令和 2 年 3 月 13 日
富山県信用保証協会

危機関連保証の取扱い開始について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和 2 年 3 月 13 日より「危機関連保証」の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

【危機関連保証の概要】

対象者	指定案件（令和 2 年新型コロナウイルス感染症）に起因して、原則として、最近 1 ヶ月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後 2 ヶ月間を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少することが見込まれることについて、市町村長の認定を受けた中小企業者
保証限度額	2 億 8,000 万円 （一般保証枠及びセーフティネット保証枠と別枠）
保証期間	10 年以内（据置 2 年以内）
責任共有	責任共有対象外（100%保証）
保証料率	0.80%
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者以外は不要
その他	<ul style="list-style-type: none">・指定期間：令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日まで・指定期間内に貸付を実行する必要あり。・取扱金融機関はモニタリングを実施し、保証協会に報告する必要がある。

<ご案内>

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者さまの資金繰り支援策として、セーフティネット保証4号（地域指定）、同5号（不況業種指定）及び危機関連保証（全国的な信用収縮）が発動されました。（セーフティネット＝SN）
これに伴い、一般保証とは別枠となる特別保証をご用意いたしております。
つきましては、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の違い、県制度融資との関係、各種認定手続きについて、ご説明させていただきます。

国の認定	セーフティネット4号	セーフティネット5号	危機関連
基準	地域指定（47都道府県）	全国的な不況業種指定	全国的な信用収縮
業種	全業種	508業種（R2.3.13時点）	全業種
要件 ※1	・指定地域において1年以上継続して事業を行っていること かつ ・原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	・最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少 ※2 または ・原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない	・原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること
保証限度額	一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※3		一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※3
保証割合	100%保証	80%保証	100%保証
モニタリング	無し	無し	有り
添付書類（原本）	上段：保証料率 下段：融資利率	上段：保証料率 下段：融資利率	上段：保証料率 下段：融資利率
協会	セーフティネット保証（経営安定関連保証）		
保証限度額	2億8,000万円（うち無担保8,000万円）		
保証期間（据置期間）	定めなし		
添付書類（原本）	SN認定書		
保証料率	0.80%	0.68%	—
融資利率	金融機関所定	金融機関所定	—
協会	危機関連保証		
保証限度額	2億8,000万円（うち無担保8,000万円）		
保証期間（据置期間）	10年以内（2年以内）		
添付書類（原本）	危機関連認定書		
保証料率	—	—	0.80%
融資利率	—	—	金融機関所定
県	経済変動緊急融資保証		
要件	・最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少 ※1 または ・原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない または ・新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること		
保証限度額	8,000万円 ※4		
保証期間（据置期間）	7年以内（1年以内）		
添付書類（原本）	SN認定書または危機関連認定書 + 県制度認定書		
保証料率	0.50% ※5	0.50% ※5	0.50% ※5
融資利率	1.25%以内	1.25%以内	1.25%以内

- ※1 創業1年未満の事業者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障をきたしている創業者等も利用できるように、認定基準について運用が緩和されています。
- ※2 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月の売上高等の減少でも利用可能となります。
- ※3 セーフティネット保証（4号、5号）及び危機関連保証の合算で5億6,000万円ご利用いただけます。
- ※4 国の認定にかかわらず、県経済変動緊急融資保証の限度額は8,000万円となります。
- ※5 国の認定による別枠を利用されない場合は、0.35%～1.05%となります。

【事務手続フロー】

・国の認定市町村 法人：登記上の住所地又は事業実態のある所在地 個人：事業実態のある所在地（住民票の登録地ではないことに注意）

